

全建労発第 37 号  
平成 26 年 6 月 30 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 近 藤 晴 貞  
(公印省略)

粉じん障害防止規則等の一部を改正する省令の施行について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会の運営につきましてご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省労働基準局長から別添の通り、平成  
26年7月31日から施行される旨の通知がありましたので、貴協会傘  
下会員に対して周知頂きますよう、よろしく申し上げます。